年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 12 件

福岡国民年金 事案 1737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年8月から 11 年1月までの期間及び 13 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付して いたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から59年7月まで

- ② 昭和59年10月から60年6月まで
- ③ 昭和62年12月から平成6年5月まで
- ④ 平成6年8月から13年12月まで
- ⑤ 平成14年8月から17年4月まで

昭和 58 年4月、公務員を退職した時に、国民年金への加入について説明があり、その時に加入手続をして国民年金保険料を納付し始めたと思う。

その後も、アルバイトをしていた職場の先輩と一緒に国民年金保険料を納付した記憶がある。

昭和62年12月に会社を退職した後も、A市において国民年金保険料を納付していた記憶があり、保険料の納付が遅れると、送付されてきた保険料納付書により保険料を納付していた。

実家があるB市やC市においても、未納部分については、少しずつ国民年金保険料を納付したと思う。

現在の国民年金の納付記録を見ると、一度も国民年金保険料を納付していない記録となっているが、そんなことは絶対にないので、納得できない。

特に、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間と 13 年 10 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付したことをはっきり記憶しているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④のうち、平成10年8月から11年1月までの期間については、 申立人は、「平成12年9月にC市D区役所に出向いた際、同区役所の担当 職員から、未納期間については、社会保険事務所において2年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができることを教えてもらい、社会保険事務所において、過年度納付が可能な時点にさかのぼって半年分の国民年金保険料を現金で納付した。」と供述しているところ、申立人が記憶している保険料の過年度納付をした経緯、納付方法及び社会保険事務所の窓口配置等も当時の状況と一致しており、申立人の供述は基本的に信用できる。

また、改製原戸籍附票により、申立人は、平成 12 年6月3日にE町から C市D区に住所を異動していることが確認でき、その時点では、当該期間 の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人の上記の供 述とも一致する。

さらに、申立期間④のうち、平成 13 年 10 月から同年 12 月までの期間については、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、当該期間当時、「申立人とは婚約中であり、申立人に依頼されてC市F区役所の担当窓口に年金手帳を持って行って、国民年金保険料を一括納付した。」と供述しているところ、上記の改製原戸籍附票により、当該時期において、申立人は、同区への住民票の異動を行っていることが確認できる上、「住民票が確認できれば、年金手帳を確認後、その場で国民年金保険料の納付書を発行できた。」とする同区役所の見解と一致している。

加えて、申立期間④のうち、平成 10 年8月から 11 年1月までの期間及び 13 年 10 月から同年 12 月までの期間は6 か月、3 か月と、いずれも比較的短期間であり、申立人又はその妻が納付したとする国民年金保険料についても、それぞれの期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致しているなど、申立人又はその妻が当該期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

このほか、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成6年8月30日にB市からC市D区に住所変更している記録となっているが、上記のとおり、申立人がC市D区に住所変更したのは、12年6月3日である上、異動元の住所はB市ではなく、E町であることを踏まえると、行政側において申立人の記録管理が適切に行われていない可能性がうかがえる。

2 A市役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年4月に払い出されていること、及び同市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は同年4月2日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は、「遅れながらでも少しずつ国 民年金保険料を納付した。」と供述しているものの、納付したとする期間 について特定できず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたこ とをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間④の国民年金保険料納付について、「不定期にではあるが納付していた。」と供述しているものの、当該期間のうち、i) 平成6年8月から 10年7月までの期間については、申立人が過年度納付をしたとする 12年9月の時点において、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、ii) 11年2月から 13年9月までの期間については、保険料の納付期間及び納付状況について特定することができず、ほかにこれらの期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間⑤については、申立人は、「平成 14 年8月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、免除申請をするつもりであったが、C市F区役所に行って、その手続をした記憶が無い。」と供述しており、当該期間の国民年金保険料の納付又は免除申請を行ったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人がこれらの期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民 年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成10年8月から11年1月までの期間及び13年10月から同年12月まで の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和48年3月

② 昭和49年4月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。会社を退職後、A村(現在は、B町)に帰って来て、国民年金、国民健康保険への加入及び転入手続のすべてを自分でA村役場C支所において行い、申立期間の国民年金保険料は納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月間と短期間であり、当該期間直前の期間は国民年金保険料が納付されている上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続、種別変更手続も適切に行っていること、及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿、及び申立人が所持する国民年金手帳発行日から、申立人が国民年金に加入したのは昭和48年6月20日であることが確認でき、この時点では、当該期間は過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人に当該期間の保険料を過年度納付した旨の供述は無い。また、当該手帳に昭和47年度の国民年金印紙記録のページは無く、48年度の4月から9月までの各月欄に「㈱による納付済(A村)」の押印が確認でき、

申立人は、国民年金の加入時点において、A村役場で収納できる昭和 48 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1739

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年3月まで

ねんきん特別便の納付記録について照会したところ、その回答で平成4年5月末に申立期間の国民年金保険料を還付していると説明があったが、 当時、国民年金保険料を還付された記憶も無く、取引銀行に還付金の入金の有無を尋ねたが、「記録は無い。」と言われた。

また、申立期間の国民年金保険料が還付された理由も分からず、申立期間が空白になるような手続をしたはずもない。

申立期間の国民年金保険料の納付記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する還付整理簿によると、平成4年5月29日に申立期間の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和48年4月11日であり、申立期間については、申立人は被用者年金に加入しておらず、国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡厚生年金 事案 1620

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥 当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から3年3月31日まで 社会保険事務所において、年金の受給申請の際に、A社に係る厚生年金保 険の加入月数が短すぎる旨を申し入れたが聞き入れてもらえなかった。申 立期間について当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期 間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社における申立人の同僚の 供述により、申立人は、平成3年3月20日に離職(厚生年金保険被保険者 資格の喪失日は離職日の翌日)するまで同事業所に継続して勤務していたこ とが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、平成2年11月30日と記録されており(なお、平成21年3月18日に、当委員会の決定に基づくあっせんの結果により3年3月31日に訂正されている。)、同日から約4か月後の3年4月12日に、申立人を含む同僚28人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が2年11月30日にさかのぼって処理され、かつ、適用事業所でなくなった同日後の3年1月4日に取得した者の記録が取り消されており、当該処理前の記録から2年11月30日においては、当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、同日において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日を平成2年 11 月 30 日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である3年3月21日であると認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年10月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成3年3月21日から同年3月31日までの期間については、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明で連絡が取れない上、申立人及び同僚からも当該期間における勤務実態等に関する供述が得られないほか、当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、当該期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を平成8年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月16日から同年5月16日まで

C社から親会社のA社に異動したが、その異動時の厚生年金保険被保険者期間が1か月空白となっている。

私が所持している給与明細書においても厚生年金保険料が控除されており、両事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成8年4月及び同年5月分の給与明細書並びに申立人が名前を挙げたA社における当時の人事担当者の供述により、申立人がC社及びその関連会社のA社に継続して勤務し(平成8年4月16日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る 平成8年5月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、 26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かについては不明である。」と回答しているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録

したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日、資格喪失日に係る記録を42年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年8月1日まで

昭和 41 年5月にA社職員研修所において4か月の研修を受けた後、同年9月に同社D事務所に配属され、外務職員の営業支援や新人外務職員の育成等を担当していた。同社D事務所に赴任した際、担当事務所で発行された諸書類を提出したことを記憶している。

昭和 42 年7月末日で、A社D事務所を退職後、失業給付の手続を行い、 受理された記憶があるので、厚生年金保険の加入手続に関しても滞りなく 行われていたと思っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が所持する平成元年7月21日付けのA社C支社発行の在職証明書から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務(昭和41年9月1日にA社E支部から同社C支社に異動)していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社E支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和41年5月1日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失している被保険者は、申立人以外に86人おり、その後、同社での記録が確認できない7人を除いて79人が同社のほかの適用事業所にお

いて厚生年金保険被保険者を再取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人が赴任したA社D事務所は、申立期間当時、既に適用事業所ではなくなっているものの、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、同社C支社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同社D事務所に勤務していた従業員については、同社C支社において厚生年金保険の適用を受けていたと推認され、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支部における 昭和 41 年8月の社会保険事務所の記録及び同社E支部において申立人と同日 に被保険者資格の得喪をしている被保険者で、同社の他の事業所において申立 人と同様の仕事に従事している同僚の標準報酬月額から、2万6,000円とする ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書類は保管しておらず、納付事実を立証することができないことから不明であると回答しているが、当該事業所の被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出され、その後の被保険者資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月から42年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1623

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、昭和 41 年3 月は4万8,000 円に、同年8月から 42 年3月までの期間は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から同年4月1日まで

② 昭和41年8月1日から42年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①における標準報酬月額は4万5,000円、申立期間②における標準報酬月額は5万2,000円となっているが、A社の給与支払明細書記載の厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額と異なっているので、両申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、昭和 41 年 3 月の標準報酬月額 を 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、昭和41年8月から42年3月までの期

間の標準報酬月額を6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明で照会できず、両申立期間について、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(B社を経て、現在は、C社) D支店における資格取得日を昭和31年12月1日、同資格喪失日及び同社E支店における資格取得日を32年4月4日とし、申立期間の標準報酬月額を、31年12月から32年3月までは8,000円、同年4月から同年6月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、申立期間①については履行していないと認められ、 申立期間②については履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から32年4月1日まで

② 昭和32年4月1日から同年7月1日まで

昭和31年12月1日から平成3年8月31日までの間、A社に勤務していたにもかかわらず、昭和31年12月1日から32年6月30日までの間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る雇用保険被保険者記録並びにC社保管のF厚生年金基金加入員番号簿及び人事個人辞令記録により、申立人が両申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚が見習期間は無かったと供述しており、C社は、「申立人が昭和31年12月に入社したことに間違いは無く、入社と同時に社会保険の加入手続を行ったのではないか。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間においてA社に勤務し(昭和31年12月1日にA

社D支店に入社し、32 年4月4日に同社同支店から同社E支店に異動)、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 31 年 12 月から 32 年 3 月までについては、A社D支店における同僚の記録から 8,000 円、同年 4 月から同年 6 月までについては、申立人の同社E支店における同年 7 月の社会保険事務所の記録から 1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明としているが、申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は確認できない上、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらず、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失の2回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年12月から32年3月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日及び同社本店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月16日から同年5月1日まで 私は、昭和27年4月1日にA社に入社し、60年に退社するまで継続して 勤務し、厚生年金保険に加入してきたにもかかわらず、申立期間が未加入 となっていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、A社が提出した経歴書及び申立 人が所持する同社の在職証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務 し(昭和29年4月19日にA社B所から同社本店に異動)、申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 29 年 5 月の社会保険事務所等の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月17日に、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月17日から40年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社本社から同社C支店に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、D健康保険組合が提出した健康保険被保険者認定期間証明書、B社が提出した申立人の在籍証明書及び従業員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 39 年 11 月 17 日にA社本社から同社C支店に異動し、40 年 4 月 1 日に同社C支店から同社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 39 年 10 月、及び同社E支店における 40 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では不明としているが、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠

番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年11月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 1740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年3月まで

申立期間当時、町内のA納税組合において、国民年金保険料は、当番制で組長がまとめて収納してB市役所C支所に納付していた。組合員全員の分を納付しないと組合には報奨金が出なかったので、組長が責任を持って国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時、姉も同居しており、父が姉の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、姉の記録は納付済みになっているのに、私の保険料のみが未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所及びB市役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月29日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1741

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から平成 11 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から平成11年12月まで

国民年金の加入手続についての記憶は無いが、昭和 53 年ごろA市B区役所の出張所(現在は、A市C区役所)で手続したのではないかと思う。

その当時、どこの役所かは不明であるが、職員3人ぐらいが自宅に来て、 国民年金保険料を納付しないと差押えをすると言われたので、友人にお金 を借りて、3回か4回で滞納分の保険料を納付した。

その時に国民年金保険料を納付した期間は、昭和 53 年 2 月から 2 年か 3 年分だったと思う。その友人は既に亡くなり、当時の借用書も現在は所持していない。

その後の国民年金保険料の納付期間や納付方法についての記憶は明瞭でないが、申立期間の国民年金保険料は数回に分けて集金や納付書で納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 5 月にD町において元妻と連番で払い出 されていることは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月から平成 11 年 3 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金への切替手続が必要なところ、申立人が昭和53 年ごろに当該手続を行ったとするA市B区役所の出張所では、国民年金に関する諸手続を行っていることは確認できず、ほかに申立人が当該手続を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者期間のすべての期間について納付の記録は確認できない上、申立人の昭和 30年11月から 38年1月までの期間及び 46年10月から 49年10月までの期間の厚生年金保険被保険者記録は、平成19年6月に基礎年金番号に統合されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合されたのは21年2月であることが確認できること等を踏まえると、申立期間のうち、昭和53年2月から平成11年3月までの期間において、申立人は国民年金保険料を納付するために必要な住所変更手続を行っておらず、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成 11 年4月から同年 12 月までの期間については、申立人が 60 歳に到達した以降の期間であることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、改めて国民年金の任意加入手続を行うことが必要なところ、申立人が当該手続を行っていることは確認できない。

加えて、申立期間は 263 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1742

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び55年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで

② 昭和55年10月から58年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、亡くなった妻が納付してくれていたはずなので、申立期間の国民 年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号 払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月4日に払い 出されていることが確認でき、その時点では、当該期間は時効により国民年金 保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払 い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人が申立期間①以降の期間について複数の期間に分けて第3回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間①についても、当該特例納付により国民年金保険料を納付することができる期間であるものの、保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は明確でない上、当該特例納付が可能な期間については、申立期間①以外にも保険料の未納期間が散見されることを踏まえると、特例納付により申立期間①の保険料を納付したものとは考え難い。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、 申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻についても、申立期間②を含 む昭和 54 年 10 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、両申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の妻は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1743

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から 38 年3月までの期間、39 年1月から同年3月までの期間、40 年1月から同年3月までの期間、41 年1月から44 年3月までの期間、50 年1月から同年3月までの期間、52 年7月から56 年3月までの期間、57 年4月から62 年3月までの期間、及び平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで

- ② 昭和39年1月から同年3月まで
- ③ 昭和40年1月から同年3月まで
- ④ 昭和41年1月から44年3月まで
- ⑤ 昭和50年1月から同年3月まで
- ⑥ 昭和52年7月から56年3月まで
- ⑦ 昭和57年4月から62年3月まで
- ⑧ 平成4年4月から5年3月まで

先妻が、老後のことを考えて、私と先妻自身の国民年金加入手続をし、以後、国民年金保険料は継続して納付していたはずである。先妻はもう亡くなっているが、生前に「国民年金保険料は完納している。」と言って、私の年金手帳を送付してきた。

申立期間については、国民年金保険料を納付していたはずなので、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと主張しているところ、申立人の元妻に係る国民年金保険料納付記録は、申立人の納付記録と一致しているとともに、申立期間については、申立人の元妻もすべて保険料が未納とされており、8回にもわたる申立期間のすべてにつ

いて、行政が国民年金保険料の納付記録を誤るとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の元妻は、既に死亡しているこ とから、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月5日から23年7月21日まで 社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A事業 所に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をも らった。同事業所に勤務し、社会保険に加入していたのは間違いないので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる上司及び同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿では、申立人が、申立人とほぼ同時期に就職したとして名前を挙げる同僚の被保険者記録は確認できない上、当該事業所においては、昭和19年8月20日に被保険者資格を取得した者(健康保険のみの被保険者資格取得日であり、厚生年金保険の被保険者資格を初めて取得したのは昭和19年10月1日)を最後に、その後、新たに厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和23年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立人が名前を挙げる同僚は、連絡先が不明で供述を得られない上、当該被保険者名簿に被保険者記録がある者のうち連絡が取れた二人は、自身が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の記憶は無いと供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1628

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月29日から40年3月28日まで 社会保険事務所の記録では、A社(現在は、B社)で勤務していた期間に ついて、脱退手当金が支給済みとされている。

当時、脱退手当金の制度自体を知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月28日の前後3年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性被保険者22人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人に支給記録が確認でき、そのうち20人は資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が 支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期 間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険 被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年5月31日に支給決定されてい るなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、B社の総務担当者は、「当時の社会保険関係資料が残っていないが、通常、退職者に対して年金を含む退職に関する事項について説明していたはずである。」と回答している上、当時、A社に勤務していた同僚4人は、いずれも脱退手当金を受給した記憶があると供述し、それぞれ「辞める時に会社が退職金を計算してくれて受け取った。今思えばそれが脱退手当金だった。」、

「脱退手当金をもらった。会社が手続をしてくれたと思う。」、「退職の際、会社から説明を受け、脱退手当金を受け取る方を選んだ。当時、私たちは脱退手当金のことを退職金と呼んでいた。」、「脱退手当金をもらった。社内では『将来年金を受給できるか否か分からないから現金にしておくほうがいい。』という考えが一般的だった。会社の説明を受ける、受けないではなく知っていたし、脱退手当金を受給するものと思っていた。会社が手続をして現金でもらった。」と供述している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1629

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月4日から同年5月16日まで 昭和47年1月からA社に勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生 年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申 立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社からの回答並びに複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の人事担当部では、「当社が保管している厚生年金台帳では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 47 年 5月 16 日と記載されている。厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行う前に、給与から厚生年金保険料を控除することは無い。人事記録によれば、申立人が同年4月 16 日付けで仮採用となったことが記載されているが、同日以前の申立期間については、臨時雇用期間であったのではないかと考えられる。申立期間当時、仮採用となったと同時に社会保険に加入させていた者と加入させていなかった者がいたようであるが詳細は不明である。」と回答している上、申立人と同日付けで仮採用となったことが確認できる同僚は、社会保険庁のオンライン記録及び当該事業所が保管する厚生年金台帳によれば、申立人の資格取得日と同日の昭和 47 年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の人事担当部は、「当社が保有するB健康保険組合に係る申立人の健康保険被保険者資格取得データでは、同被保険者資格取得日は、当社が保管する厚生年金台帳に記載されている申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和47年5月16日である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年11月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務 していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答で あった。同社には、昭和50年11月26日から現在まで継続して勤務してい るのは事実であり、会社からも申し立てるように勧められた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社からの回答により、申立 人が申立期間において同事業所に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A社が発行した在籍証明書により、申立人は、申立期間において休職していたことが確認できる上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 60 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、61 年 11 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、「申立期間中は給与の支給は無かった。」と供述している上、当該事業所は、「申立期間は休職中の期間であり、申立人に対して給与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。また、後で申立人から保険料を徴収したことも無い。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和31年4月1日から32年4月1日まで 社会保険庁から送付された年金記録では、高校を卒業してすぐ入社した A社の厚生年金保険の被保険者期間がなかった。社会保険事務所に照会し たところ、記録は見つかったが、昭和32年4月1日が資格取得日になって いる。高校を卒業した31年4月に入社し、勤務したのは間違いないので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社時の具体的な説明及び同僚の供述から判断すると、申立人は、 申立期間についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 同僚について調査したところ、いずれも資格取得日より前に入社したと回答し ており、当該事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱 いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険 被保険者名簿により、申立人は昭和 32 年4月1日に厚生年金保険の被保険者 資格を取得していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録 は確認できない。

さらに、当時、給与事務を担当していた者は既に死亡しており、A社は、 人事記録等の関連資料を保管していないと回答していることから、当時の人事 記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確 認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年5月1日まで

② 昭和37年7月1日から38年7月まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に係る加入記録は昭和35年5月1日から37年7月1日までとの回答であった。 A社については、定時制高校に入学した昭和34年4月に就職し、定時制高校を卒業した年の38年7月ごろまで勤務した。

社会保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げる同僚の一人は、「自分は、 昭和34年7月に入社したが、申立人は、自分が入社して1年後ぐらいに入 社したと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)では、申立人の被保険者資格の取得年月日は昭和35年5月1日であることが確認できるが、申立期間①において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無く、当該被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号の前後 20 人の被保険者については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 35 年4月1日から同年5月 15 日までに別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所が同時期に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を同年5

月1日として社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

2 申立期間②については、申立人が「自分より後に退職した。」と供述する 3人の同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の記録から、申立人は、 昭和37年9月以前に退職した可能性がうかがえる上、当該同僚の二人は、 それぞれ「申立人の勤務期間は、2年間もなかったと思う。」、「申立人 は短期間で退職したように思う。」と供述している。

また、被保険者名簿では、申立人の資格喪失年月日が昭和 37 年 7 月 1 日であり、健康保険証が返納されたことを示す「被証返納」の記載がされており、35 年 10 月及び36 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の記録が確認できるものの、37 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の記録は確認することができない。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から同年11月14日まで

② 昭和21年11月14日から23年2月19日まで

③ 昭和23年2月19日から同年12月1日まで

申立期間①、②及び③において、A社B工場の従業員寮に勤務していたが、 社会保険事務所の記録では、申立期間①及び③が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

また、厚生年金保険被保険者期間であったことが確認された申立期間②については、脱退手当金が支給されたこととなっているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人がA社B工場への入社を紹介してくれた者であったと供述する当時の同事業所の責任者及び申立人が名前を挙げた同僚二人は連絡先が不明であることから供述を得ることができないほか、上記被保険者名簿により名前が確認でき、申立人が勤務していたと主張している従業員寮に入寮経験を有する複数の同僚は、両申立期間において申立人が勤務していたことを記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和21年11月14日、同

喪失日は 23 年 2 月 19 日となっており、両申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録は、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録と一致する。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同事業所の持株会社であるC社は、「当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年3月18日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②の脱退手当金の支給決定時期は通算年金制度創設前であり、A社B工場を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月ごろから22年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、終戦と同時に復員し、1、2か月後に親類の紹介で勤務したA社に係る被保険者記録が一部確認できないとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険労働者年金保険被保険者簿により確認できること、当該同僚は申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該同僚自身が勤務を開始した時期には申立人は既に在籍していた旨供述していること、及び申立人が勤務を開始したと主張する時期とほぼ同時期に同事業所の系列事業所において勤務を開始したとする申立人の実弟は、申立人が終戦直後に復員して、1、2か月後にはA社において勤務を開始したことを記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録、上記被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年2月1日と記録されており、当該記録は、同事業所を運営していたB社との関連を有するC社が保管している同事業所に係る「被保険者台帳」の記録と一致する。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は連絡先が不明である上、C社は、上記「被保険者台帳」以外に、当時の詳細については明らかにならなかったと回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた者を含む同僚から聴取しても、申立期間に おける厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない上、事務担当 者も特定できず、当時の事情を聴取できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月11日から30年8月16日まで

② 昭和30年8月17日から34年1月16日まで

昭和29年9月11日から34年1月16日まで勤務したA社B支店及びC社D支店における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、脱退手当金を受給した憶えも無いので、申立期間の脱退手当金支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び社会保険事務所が保管するC社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す表示は無いものの、同被保険者名簿により、申立人が勤務していた同事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月16日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者4人のうち2人にも脱退手当金を支給したことを示す表示は無い上、申立人を含む5人すべてに脱退手当金の支給記録がある。

また、同事業所が最終事業所である2人については、支給決定が被保険者 資格を喪失してから約2か月及び6か月後となっており、支給決定の時期が退 職後間もないころであることに加え、そのうち1人の同僚は、「脱退手当金の 請求を自分で行った記憶は無いが、退職金として一緒にもらったようだ。」と 供述している。

さらに、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前であったことを 踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行わ れていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月10日から32年7月10日まで 社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間に ついて、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手 当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年7月10日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性16人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち12人は資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給対象月、支給金額及び支給決定日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月1日から53年3月1日まで

② 昭和53年6月1日から56年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同事業所の事業主は、以前、勤務していた会社の同僚であり、勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 49 年分の所得税の確定申告書、及びあて先住所がA 社となっている申立人あての封筒から判断すると、勤務期間の特定はできない ものの、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、同事業所は、登記簿目録により、昭和 49 年8月にB社に商号変更されていることが確認できるが、同事業所についても、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げたA社における当時の事業主は既に死亡しているため、B社における当時の役員に聴取したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当時、給与明細書は無かったので、厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述しており、A社における当時の事業主及びB社における当時の役員についても、申立人と同様に、A社及びB社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月15日から27年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において製造業務に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。当時、入社後3か月の試用期間を経て厚生年金保険には加入していたが、仕事の繁閑に応じて入退社を繰り返していた者もいた。」、「申立人に係る記憶は無い。当時、入社後3か月の試用期間を経て厚生年金保険には加入していたが、重労働のため途中で退職する者もいた。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和24年5月15日に被保険者資格を喪失し、27年3月1日に同資格を再取得しており、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の被保険者記録と一致している。

さらに、申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同様に、昭和24年5月15日に同資格を喪失している者が6人確認できる上、その後、同事業所又は同事業所の関連会社であるB社にお

いて同資格を再取得している者が4人確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。